

(公 印 省 略)  
兵健第649-1号  
平成26年2月24日

健康ひょうご21県民運動推進会議  
参画団体代表者 様

公益財団法人兵庫県健康財団  
理事長 後藤 武

#### 平成26年度「健康マイプラン実践講座」の実施について

平素は、健康づくり事業の推進について、格別のご理解・ご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、参画団体が実施される健康づくりに関する講演会、研修会等へ講師を派遣する「健康マイプラン200万人運動実践講座」は、平成26年度から「ひょうご健康づくり県民行動指標」に基づいた健康マイプランの実践として支援することを目的に、要綱を改正して「健康マイプラン実践講座（本部）」として実施することとしました。

つきましては、実施要綱及び下記事項にご留意の上、これまで以上に積極的にご活用いただき、効果的な取組みをしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 申込み主体について

実施要綱第5条に定める申込みは、参画団体の下部組織又は会員が申し込む場合であっても参画団体名で申し込んでください。

##### 【添付資料】

- ①「健康マイプラン実践講座」（ご案内）
- ②「健康マイプラン実践講座（本部）実施要綱」
- ③「健康マイプラン実践講座登録講師一覧表」

公益財団法人兵庫県健康財団 健康づくり部健康づくり課 担当 乾 TEL：078-579-0166 FAX：078-579-1400
---

## 健康マイプラン実践講座（ご案内）

健康ひょうご 21 県民運動の参画団体が県民運動の趣旨に合致した健康づくりに関する講演会や研修会等を開催される場合に、公益財団法人兵庫県健康財団に登録している健康、栄養、運動、生活等の指導ができる専門家を派遣します。

区分	本部登録講師の派遣
派遣対象団体等	健康ひょうご 21 県民運動推進会議の参画団体
登録講師	生活習慣病、健康チェック、からだ、食、たばこ、歯、こころなどの各分野の専門家 講師一覧はこちら ⇒ 健康ひょうご 21 のホームページ <a href="http://www.kenko-hyogo21.jp/suisin.html">http://www.kenko-hyogo21.jp/suisin.html</a>
派遣条件	受講人数が 50 人以上の講演会等
講演もしくは 研修時間	1 時間～ 1 時間半
費用負担	講師料は健康財団が全額負担します。その他の講師旅費等は申し込み団体でご負担願います。
申込手続	講演会等の開催予定日の <u>2</u> ヶ月前までに、推進会議の参画団体は健康財団本部へお問い合わせの上、お申込みください。
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講座実施の際この事業で講座を実施している旨、参加者へ周知するとともに「ひょうご健康づくり県民行動指標」を配布してください。 また、食の健康づくりに関する「バランスのとれた食生活で健康長寿を！」のリーフレットを配布してください。 (配布資材は、講演実施までに必要部数をこちらよりお送りします。)</li> <li>2 実施後の報告書は写真などを添付して、様子が分かるものをご提出ください。</li> <li>3 報告書は普及啓発のため、機関紙等に掲載する場合がありますのでご了承ください。</li> </ol>

### 申込み・問合せ先

公益財団法人兵庫県健康財団 健康づくり課  
〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町 2-1-12  
TEL : 078-579-0166

## 健康マイプラン実践講座（本部）実施要綱

### （目的）

第1条 健康ひょうご21県民運動の参画団体等が主催する講演会や研修会等（以下「講演会等」という。）に公益財団法人兵庫県健康財団（以下「健康財団」という。）に登録している健康指導、栄養指導、運動指導、生活指導等が可能な専門家（以下「講師」という。）を派遣し、「ひょうご健康づくり県民行動指標」に基づいた健康づくりの理解を深めることにより、県民一人ひとりに応じた健康づくり（健康マイプラン）の実践を支援する。

### （対象）

第2条 本事業の対象は、次のいずれかに掲げる者が主催し、前条に定める目的に合致する講演会等とする。ただし、営利を目的とするもの、政治活動又は宗教活動に関連するものは、対象外とする。

- (1) 健康ひょうご21県民運動推進会議参画団体
- (2) 健康ひょうご21県民運動地域会議参画団体
- (3) 兵庫県内に住所を有し、又は兵庫県内で活動する前各号に掲げる団体以外の団体、グループ、事業所等（原則として国、県及び市町は除く。以下「事業所等」という。）

### （講師）

第3条 派遣する講師は、健康財団理事長が別途定めるとおりとする。

### （受講人数）

第4条 受講人数は、概ね50人以上とする。

### （申込み）

第5条 講師の派遣を依頼しようとする者（以下「申込者」という。）は、別紙申込書（別記様式1）に所要事項を記入し、原則として講演会等開催予定日の2ヶ月前までに、健康財団に郵送で申し込むものとする。

### （講師の決定）

第6条 健康財団は、前条の規定により講演会等の依頼を受けたときは、申込書の記載内容を確認の上、適当と認めたものについては、講師を決定し、別紙講師派遣通知書（別記様式2）により申込者に通知する。ただし、調整の結果、講師の都合等により派遣することが困難と認められる場合は、その旨を申込者に連絡する。

### （報告）

第7条 申込者のうち前条の規定により講師派遣の通知を受けた者は、講演会等を開催後2週間以内に、その結果を別紙報告書（別記様式3）により健康財団まで報告するものとする。

2 報告書は普及啓発のため、機関紙等に掲載する場合がある。

### （費用負担）

第8条 健康財団は、講師を派遣するために要する費用として、健康財団理事長が別途定める1講座当たりの額の講師謝金を次のとおり負担するものとする。

(1) 第2条第1号及び第2号の団体が実施する場合は、県民行動指標の普及等県民運動を直接に推進することから、費用の全額を健康財団が負担する。

(2) 第2条第3号の事業所等が実施する場合は、県民運動推進の誘導的観点から費用の1/2を健康財団が、残りの1/2は事業所等が負担する。

2 講師派遣に要する旅費等の実費は、申込者が負担するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、健康マイプラン実践講座の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
健康チェック講座（本部）実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する

	専門分野	所属・職名	氏名	備考
1	生活習慣病	メディボリスがん粒子線治療研究センター センター長	森川 良夫	
2		兵庫県健康財団副会長 理事長	後藤 武	
3		兵庫県健康財団顧問 自治医大客員教授	松尾 武文	災害医療・高血圧
4		兵庫県健康財団会長・健康ひょうご21県民運動推進会議会長	家森 幸男	
5		三木山陽病院理事長・春日野会病院理事長	吉田 泰昭	
6		神戸大学大学院保健学研究科教授	塩谷 英之	運動
7		医療法人社団児玉医院理事長・院長	児玉 岳	
8		兵庫県病院局管理課 病院事業管理者	西村 隆一郎	がん
9		河村循環器病クリニック院長	河村 剛史	
10		神戸学院大学栄養学部教授	藤岡 由夫	
11		兵庫県立姫路循環器病センター副院長兼糖尿病内科部長	大原 毅	糖尿病
12	健康チェック	兵庫県健康財団保健検診センター参事	伊藤 一夫	
13		兵庫県健康財団保健検診センター所長	熊谷 仁人	
14		赤穂市高齢者保健福祉計画委員・兵庫県いなみの学園講師	鳴瀬 恭也	検診
15	からだ	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授	岡田 修一	
16		兵庫県立大学特任・名誉教授	末井 健作	
17		神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授	平川 和文	
18		神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授	山口 泰雄	
19		兵庫県立大学経営学部教授	土肥 隆	
20		大阪国際大学人間科学部教授	高見 彰	
21		神戸常盤大学保健科学部看護学科教授	柳本 有二	
22		神戸YMCA非常勤講師	竹内 尚美	
23		兵庫医科大学生理学講座生体機能部門 教授	越久 仁敬	
24	食	兵庫県食生活改善協会常務理事	金谷 滋子	
25		日本栄養改善学会名誉会員・兵庫県栄養士会元会長	仙賀 鈴江	
26		NPO法人兵庫農漁村社会研究所代表	保田 茂	
27		元神戸女子大学家政学部教授	藤井 昭子	
28		甲南女子大学名誉教授	奥田 和子	
29		兵庫県立大学環境人間学部教授	北元 憲利	
30		相愛大学客員教授・キッズキッチン協会会長	坂本 廣子	
31		京都府立医科大学大学院地域保健医療学助教	尾崎 悦子	
32		たばこ	医療法人双葉会西江井島病院名誉院長・兵庫県喫煙問題研究会名誉会長	大島 秀夫
33	洲本市心急診療所所長兼洲本市健康福祉部参事		山岡 雅顕	
34	西宮市保健所所長		菌 潤	
35	菌 はじめクリニック院長		菌 はじめ	
36	社会保険神戸中央病院健康管理センター医師		千森 真理	
37	ともつ耳鼻咽喉科医院院長		鞆津 尚夫	
38	産業医科大学産業生態科学研究所健康開発科学教授		大和 浩	
39	アルコール	兵庫県立光風病院院長	幸地 芳朗	
40		財団法人復光会垂水病院院長	山本 訓也	
41	歯	兵庫県歯科医師会	団体登録	
42	こころ	関西青少年サナトリウム理事長	杉浦 康夫	
43		神戸女学院大学非常勤講師	藤田 修美	
44		日本赤十字豊田看護大学教授	島井 哲志	
45		福島県立医科大学医学部疫学講座教授	大平 哲也	
46		NPO法人健康笑い塾 塾長	中井 宏次	
47		兵庫県丹波認知症疾患医療センター長・大塚病院精神科医療部長	福井 辰彦	
48		関西大学教授・日本笑い学会会長	森下 伸也	
49		医療法人新淡路病院法人事務局長	鎌谷 安	
50		元兵庫県立精神保健福祉センター 精神保健福祉専門員	清水 美代子	
51		なかがわ中之島クリニック院長・大阪産業大学教授	中川 晶	

※随時、追加や講師の都合による削除等の変更を行います。詳細は健康ひょうご21県民運動ホームページ等でご確認ください。

平成26年2月末現在